

# 公共建築物における木材の利用の促進のための計画

〔平成23年4月1日策定  
平成28年4月1日改定  
環境省〕

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号。以下「基本方針」という。）に基づき、環境省は、公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「環境省公共建築物木材利用計画」という。）を下記のとおり定める。

## 記

### 1 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

#### (1) 環境省公共建築物木材利用計画の対象

本計画は、基本方針に基づき、環境省がその所管予算により整備する公共建築物の木造化及び内装等の木質化、環境省の所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品並びに木質バイオマスの利用を対象とする。

#### (2) 環境省公共建築物木材利用計画の対象期間等

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とし、その実施状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

#### (3) 環境省公共建築物木材利用計画の基本的方針

① 環境省は、基本方針に基づき、その整備する公共建築物において、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとする。

なお、本計画において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

② 環境省は、基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。また、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保及び公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

③ 環境省は、基本方針に基づき、公共建築物の整備に当たって利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）及び環境省の所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に規定する特定調達品目に該当するものに

については、すべてのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達  
の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを原則と  
する。

## 2 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

### (1) 木造化及び内装等の木質化についての目標

環境省が整備する公共建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）そ  
の他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構  
造とすることが求められていない低層の建築物については、災害時の避難に必要  
な施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は  
木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図  
る。

また、環境省が整備する公共建築物について、関係法令等の制約により木材を  
利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、記者会  
見場、博物展示施設の展示ブース等、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民  
の目に触れる機会が多い部分においては、原則として内装等の木質化を図る。な  
お、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与  
えられるよう配慮するものとする。

### (2) 備品及び消耗品についての目標

環境省で調達する備品及び消耗品について、関係法令、予算の制約等により木  
材を利用した製品を選択することが困難である場合を除き、できる限り木材が利  
用された製品を選択し、調達するように努めるものとする。

## 3 環境省公共建築物木材利用計画に基づく取組の推進のために必要な事項

本計画の推進体制については、以下のとおりとする。

- ① 環境省の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の  
連絡・調整等を円滑に行うため、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議（別  
添）を設置する。
- ② 環境省における基本方針に基づく措置の実施状況については、環境省公共建  
築物木材利用促進連絡会議に報告する。

以上

(別添)

## 環境省公共建築物木材利用促進連絡会議について

改定平成28年4月1日

### 1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）及び公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に基づき、環境省が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画（以下「環境省公共建築物木材利用計画」という。）が効果的に推進されるよう、環境省公共建築物木材利用促進連絡会議（以下「公共建築物省内連絡会議」という。）を設置し、省内関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

### 2 構成

公共建築物省内連絡会議の構成員は、別記のとおりとする。

### 3 任務

- (1) 環境省公共建築物木材利用計画の作成又は変更に関すること
- (2) 環境省公共建築物木材利用計画に基づく措置の実施の状況に関すること
- (3) 環境省公共建築物木材利用計画の推進に係る連絡又は調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

### 4 事務局

公共建築物省内連絡会議の庶務は、環境省自然環境局自然環境整備課が行うものとする。

(別記)

## 環境省公共建築物木材利用促進連絡会議 構成員

大臣官房 会計課長  
大臣官房 秘書課地方環境室長  
環境調査研修所 次長  
自然環境局 総務課長  
自然環境局 自然環境計画課長  
自然環境局 国立公園課長  
自然環境局 野生生物課長  
自然環境局 自然環境整備課長 (◎)

(◎) は、議長である。